

## 衝撃緩和式後写鏡試験

### 1. 総則

衝撃緩和式後写鏡試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

### 2. 試験条件

2.1 試験自動車は、直進姿勢で水平な平坦面に固定された状態とする。

2.2 後写鏡は、設計標準位置に調整された状態とする。

2.3 後写鏡の衝撃緩和機構の衝撃緩和特性が自由に調整できる構造のものにあつては、その緩和特性が最小となるよう調整された状態とする。

### 3. 試験機材及び計測装置

3.1 試験に使用する機材は、次の規格を有すること。

(1) 静的試験に使用する円筒

直径：165±5mm

(2) 動的試験に使用する振り子

錘：直径165±5mmの球状剛体で、外面はショア硬さA50相当、厚さ5mmの被覆を有し、重量は6.8±0.05kgとする。

腕の長さ：振り子の回転中心から錘の中心までの距離は1mとする。

3.2 静的試験に使用する荷重計は、次の特性を有すること。

容量：490N程度

精度：最大秤量の±2%以内

最小目盛：4.9N以下

なお、計測中の負荷荷重が自動記録できるものであることが望ましい。

### 4. 測定項目

この試験で測定する項目は、次のとおりとする。

#### 4.1 静的試験の場合

(1) 後写鏡が所要の変位を完了するまでに負荷した荷重の最大値

(2) 試験前後における後写鏡及び取付部附近の水平面又は車両中心線に平行な鉛直面に対する投影状態

#### 4.2 動的試験の場合

後写鏡打撃後における振り子最大振れ角

### 5. 試験方法

後写鏡の衝撃緩和機構の構造、特性等に応じて、次のいずれかの試験方法を選択適用する。ただし、実車による試験が困難な場合は、実車にシミュレートした治具、支持台等に後写鏡を取付けて試験してもよい。

#### 5.1 静的試験方法

##### 5.1.1 荷重の負荷方向

車両中心線に平行な後向き方向とする。

### 5.1.2 荷重点及び荷重の負荷方法

次のいずれかによる。なお荷重の負荷は、後写鏡が後写鏡取付部附近の最外側部より内側に入るか、又は地上1.8m以上になるか、又は水平面に投影した状態において、後写鏡支持部の回転中心と鏡体の方向調整部回転中心を結ぶ線と、車両中心線とのなす角度（後写鏡支持部の回転中心と鏡体の方向調節部中心が一致しているものにあつては、後写鏡と取付部附近の車両最外側線が交わる最前点と最大突出点とを結ぶ線が車両中心線となす角度）が $10^{\circ}$ 以上変位し、かつ変位後 $40^{\circ}$ 以下になるまで継続する。

#### (1) 後写鏡に荷重を直接負荷する場合

後写鏡の方向調節部中心に荷重を直接負荷する。ただし、方向調節部中心が取付部附近の自動車の最外側より内側にあるとき又は地上高1.8mより上にあるときは、取付部附近の自動車の最外側より突出している鏡体部のいずれかの位置とする。

#### (2) 円筒を介して間接的に荷重を負荷する場合

後写鏡取付部附近の自動車の最外側線、又は地上高1.8mの線に接するよう円筒を配置し、この円筒を通じて間接的に後写鏡に荷重を負荷する。なお、円筒に対する荷重点は、円筒の中心を通り車両中心線と平行な直線と円筒の外周の交点とする（図1参照）。

## 5.2 動的試験

### 5.2.1 衝撃の向き

車両中心線に平行な後向き方向とする。

### 5.2.2 衝撃の加え方

振り子が垂直位置にきたときに、振り子の錘中心が後写鏡の方向調節部中心、又は鏡体中心に当たるように振り子を設定し、振り子の垂線に対する角度が $60^{\circ}$ となる位置から振り子を落下させる（図2参照）。

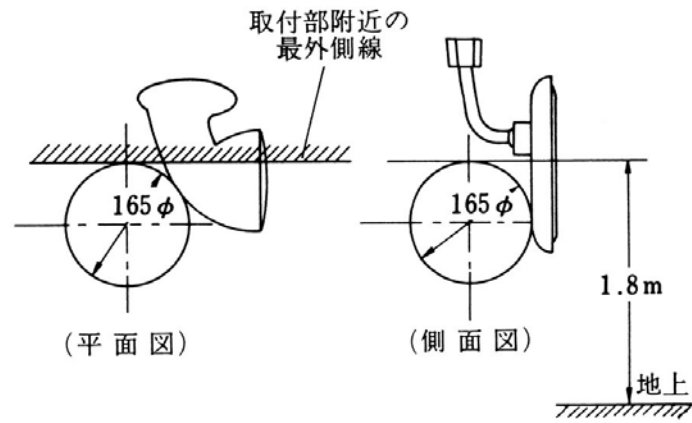
## 6. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

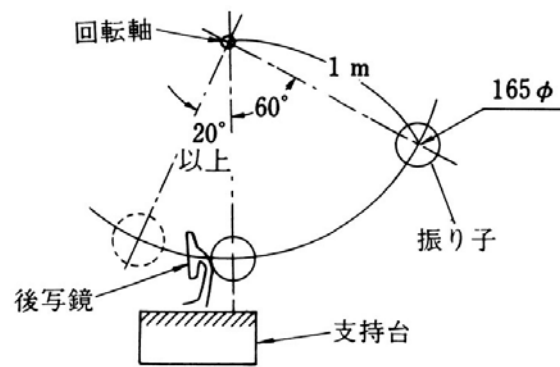
6.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

6.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

<図 1>



<図 2>



付表

衝撃緩和式後写鏡の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

◎試験自動車

車名・型式(類別) 車台番号  
 後写鏡の衝撃緩和方式(右)  
 " (左)

静 的 試 験 成 績

[使用荷重計] 容量 (N) 精度 (%)

	最大荷重 (N)	後写鏡が車両中心線となす角度		変位角度
		設計標準位置 (A)	変位後 (B)	(A-B)
右側後写鏡				
左側後写鏡				

(注) 添付図面等 試験前後における後写鏡及び取付部附近の正面、側面及び水平面に対する投影図及び写真を添付すること。図面は試験前後の比較図とし、水平面に対する投影図については後写鏡の変位前後の車両中心線に対する角度が読取れるものであること。なお変位後地上1.8m以上、又は取付部附近の最外側より内側に入るものにあつては、「角度」に関する成績は必要としない。

動 的 試 験 成 績

[使用振り子] 製作者名 錘の重量 (kg)

	後写鏡打撃後の振り子の最大振れ角	試験後の後写鏡取付部の損傷概要
右側後写鏡		
左側後写鏡		

添付写真：試験前後の後写鏡及び取付部附近の写真を添付すること。

備考

---



---



---